

資産等報告書に関する  
審 査 報 告 書

平成26年9月4日

国分寺市政治倫理審査会



## 1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている市長、副市長2名、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）24名並びに同条第3項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている当該職を退いた市長及び議員1名は、資産等報告書を市長等にあっては市長に、議員にあっては議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、市長等及び議員の資産等報告書を6月13日に市長より受け取り、審査を求められた。

## 2 審査の経過

平成26年7月8日及び8月7日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 7月8日（火） 資産等報告書の審査及び照会事項の検討

第2回 8月7日（木） 照会事項の確認並びに審査報告書の検討及び作成

## 3 照会事項及び回答状況

(1) 照会理由 第1回審査会及び第2回審査会において、資産等報告書を審査し、副市長1名、教育長及び議員2名の資産等報告書に不明な点があったので理由について照会した。照会を求めた事項は、次のとおりである。

ア 資産等報告書の補記及び訂正

イ 資産等報告書の内容確認

(2) 審査会からの照会事項及び回答 別紙のとおり

#### 4 審査の内容及び結果

審査会は、条例等（条例、国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号）、国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則（平成14年教育委員会規則第5号）及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年訓令第2号）をいう。）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、審査を行った。

公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、審査会の設置意義を認識して審査を行った。

本年度の資産等報告書の内容については、特段の問題は認められなかった。審査の結果、不明確とみられた事項については、文書による照会を行い、それに対する回答に関しても審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

##### (1) 資産等報告書 (1) 「資産等」に関する部分

ア 「土地」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」及び「建物」については、不明確なものは認められなかった。

イ 「預金」、「貯金」及び「有価証券」については、不明確なものは認められなかった。

ウ 「動産」については、不明確なものは認められなかった。

エ 「ゴルフ場の利用に関する権利」については、1名の該当があるが、不明確なものは認められなかった。

オ 「貸付金」については、2名の該当があるが、不明確なものは認められなかった。

カ 「借入金」については、5名の該当があるが、自己の収入の範囲内での返済と推察され、不明確なものは認められなかった。

(2) 資産等報告書 (2) 「収入，贈与等」に関する部分

ア 「給与，事業収入，賃貸料，報酬，謝礼金，不動産譲渡収入その他これらに類する収入」については，退職手当に関する記載漏れが2名あり，後日それぞれ資産等報告書の訂正が行われた。退職年度分の報告については，十分注意して報告書の記載をしていただきたい。

イ 「贈与及びもてなし」に，該当はなかった。

(3) 資産等報告書 (3) 「税等の納付状況」に関する部分

税等の納付状況は，適正に行われている。

5 審査会の指摘事項及び要望事項

資産等報告書の審査にあたり，平成14年度の審査会設置から12年間にわたり審査を行いやすく工夫すべき点，条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を，審査会の指摘・要望事項とし提言を行ってきた。

平成25年度は，条例の目的をよりよく生かし，審査が適正に行われるよう記載内容及び必要な添付資料について，指摘・要望事項として5項目の提言を行った。一部改善された点も見受けられたが，今回も引き続き，未だ改善されていない点及び更に改善すべき点等について，以下の提言を行う。市長等及び議員におかれても，条例の目的を尊重し，以下の指摘・要望事項について十分検討していただきたい。

(1) 就任年度以後の資産等は，条例の規定により増減のあったもののみを記載することとなっているため，報告書の記載内容だけでは資産等の内容を把握することができない。条例第5条第2項第3号の規定に基づき，資産等に変動がなかったものについては，“異同なし”と記入しているが，根本的な解決とはなっていないのが現状である。

市民にとってわかりやすい制度とする観点から，毎年度の資産等の増

減のみならず、当該年度の報告のみで資産等の状況及び金額の把握ができるような改善を引き続き要望する。

(2) 現行の資産等報告書の様式の中に、市長等及び議員が就任した年月日を記載する欄がないため、いつから当該職に就いたか不明確である。資産等報告書の審査を円滑に行うため、様式に記入欄を設けるなど改善を要望する。

(3) 預貯金については、所有する全ての普通預金を含む総額を開示し、かつその証明書類を添付することを求める。

(審査会の平成14年度から平成16年度までの3年続けての提言を受け、1口座につき1,000,000円を超える普通預金等を報告事項に含める改正を行ったことは、市民の理解を得ることや条例の実効性の担保の観点から評価するものである。さらに所有する全ての普通預金を開示することで、より市民の理解を得ることができるだけでなく、条例の趣旨である資産の異同状況の把握が可能になると考える。今後も条例の更なる前進を図るため、引き続き提言するものである。)

(4) 資産等報告書の閲覧に関しては、条例第5条第7項の規定に基づき、市の掲示板への告示により周知しているが、閲覧者は少ないのが現状である。市報に閲覧が可能である旨が掲載されているが、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とした条例の趣旨を踏まえ、今後更に、資産等報告書を市民に対して広く公表することも提言したい。

(5) 資産等報告書を審査する上で、個人事業主の場合、兼業・兼職報告書の提出が求められていないため、その収入の出所について、毎年度確認しているところである。市民にとってわかりやすい制度とする観点から、個人事業主についても兼業・兼職報告書を提出するか、資産等報告書に

その出所を明確にするなどの対応を求める。

(6) 株券以外の有価証券で、外貨建ての金融商品の場合は、残高証明から合計金額が容易に分かるよう、様式に書ききれないときは、別紙参照とするか、原則として日本円ベースで取得・譲渡した金額を正確に記載してもらおうなど、様式又は記載の仕方について工夫を求める。

(7) 資産等報告書に記載される数値のうち前年度と比較して増減幅が大きいものについては、当該増減幅が生じた理由を証する書類等をあらかじめ審査会に提出する等の事前準備の充実を求める。

(8) 市民に分かりやすい制度とするため、審査報告書についても、広く公表することも提言としたい。

## 6 添付書類

審査会からの照会事項及び回答

## 7 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	真野文恵	弁護士
副会長	長尾亮	弁護士
委員	佐々木隆志	大学院教授
委員	山田諭子	税理士
委員	吉野英雄	税理士